

議案第 8 号

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「法第19条第 1 項第 3 号」を「法第19条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「法第19条第 1 項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第 2 号中「法第19条第 1 項第 1 号」を「法第19条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「法第19条第 1 項第 2 号」を「法第19条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第19条第 1 項第 1 号」を「利用の申込みに係る法第19条第 1 号」に、「現に利用している法第19条第 1 項第 1 号」を「現に利用している同号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第 1 項第 1 号」を「当該特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第 3 項中「利用の申込みに係る法第19条第 1 項第 2 号」を「利用の申込みに係る法第19条第 2 号」に、「現に利用している法第19条第 1 項第 2 号」を「現に利用している同条第 2 号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第 1 項第 2 号」を「当該特定教育・保育施設の同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第19条第 1 項第 2 号」を「法第19条第 2 号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第1項中「法第27条第3項第2項」を「法第27条第3項第2号」に改め、同条第4項第3号ア(7)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「現に利用している法第19条第1項第2号」を「現に利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同条第4項第3号ロ(1)」を「同条第4項第3号イ(7)」に、「同号ロ(2)」を「同号イ(4)」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「現に利用している法第19条第1項第1号」を「現に利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同条第4項第3号ロ(1)」を「同条第4項第3号イ(7)」に、「同号ロ(2)」を「同号イ(4)」に改める。

第37条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号」を「利用の申込みに係る法第19条第3号」に、「当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第42条第6項中「第1項本文」を「第1項」に改め、同条第7項中「第1項本文」を「第1項」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第8項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「第50条」を「前条」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第57条中「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

第63条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附則第4項中「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、所要の字句の整理を行うとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第65号)の施行に伴い、懲戒権の濫用禁止の規定を削除するに当たり、改正する要あるため提案する。